

2014 年 5 月 16 日

豊田市教育委員会

教育長 笠井保弘 様

三河教職員労働組合執行委員長

石川 満

短時間再任用教員の勤務を適正にすること

上記の件につきまして、豊田市の学校で、以下のようなことが起こっています。

- ・ 春休みに、校長に「再任用は時間給だから、授業が始まったら学校に来てくれていい。」と言われたので、「いや月給なので、4 月 1 日からうかがいます。」と答えた。
- ・ 校長に「8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで勤務すること」と言われた。現在もその勤務になっている。
- ・ 週 4 日の勤務だが、火曜日には 5 時間目の授業が組まれている。
- ・ 校長に「短時間の再任用は週 20 時間だから」と言われたので、「19 時間 20 分です。」と答えた。
- ・ 本来短時間再任用の勤務日でない土曜日の運動会や学芸会などの行事、あるいはその準備の計画に、本人の知らないところで名前が出ていて、事後に「なるべく出て欲しい。」と言われた。
- ・ 本来勤務時間には当たらない午後の現職教育にでなくてもいいのか、と問われた。

以上のように短時間再任用教員を適正に勤務させていない管理職がいます。このことは、知らなかったでは済まされません。明らかに違法行為です。短時間再任用教員を適正に勤務させるために、以下のことを要求します。

記

- 1 短時間再任用教員は週 19 時間 20 分であり、その時間を超えないようにすること。またやむを得ず超えた場合には、速やかに勤務時間の割り振り変更を行うこと。
- 2 短時間再任用教員の業務は、小学校の場合、少人数指導、拠点校指導または教科担任であり、それ以外の業務は命令しないようにすること。また、やむを得ず本務以外の業務を命令する場合は、本人の納得を得てからにすること。
- 3 豊田市の短時間再任用教員の勤務実態を調べ、適正でない場合は是正させること。

以上